

# エコファクトリー[生産活動での環境配慮]

製品の生産プロセス全体を通じて、節電や設備の改善による地球温暖化防止対策、産業廃棄物削減活動などに取り組んでいます。

## 地球温暖化防止(省エネルギー)

当社および製造グループ会社では、製造段階のエネルギー削減目標として、電機電子業界の目標である2010年度に実質生産高CO<sub>2</sub>原単位を1990年度比で35%削減する目標を採用し、地球温暖化防止に取り組んでいます。

実質生産高CO<sub>2</sub>原単位については電機電子業界の統一目標であり、2005年度より管理指標として採用しています。2010年度の当社および製造グループ会社の実質生産高CO<sub>2</sub>原単位は、1990年度比削減目標35%に対して実績45%となり、目標達成となりました。

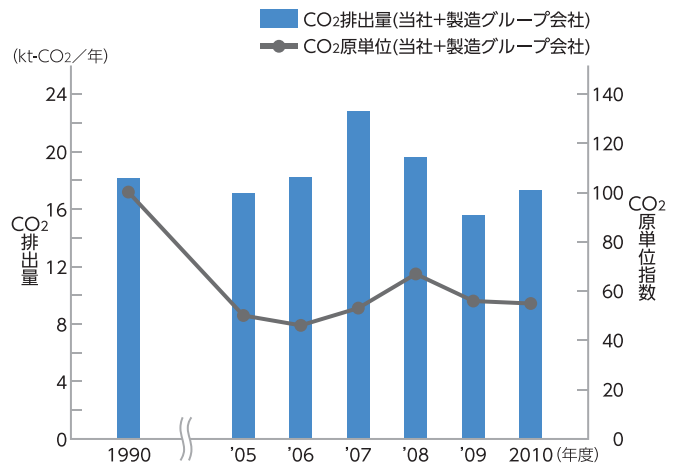
一方、2010年度の当社および製造グループ会社のCO<sub>2</sub>排出量は、生産量の増加により、前年度11%増加しており、引き続き、設備の運用方法の見直しや省エネ設備への更新などの省エネ施策を推進していきます。

当社グループでは、政府が推進する地球温暖化防止「国民運動」に当初より賛同し、すべての事業所において「クールビズ」「ウォームビズ」の実施、「ライトダウンキャンペーン」への参加を推進しています。

3月11日に発生した東日本大震災に伴う電力不足への対応として、電力消費の多い羽村工場や小金井工場では、独自のサ

マタイム制度(8時始業)を取り入れるほか、夏季のピーク電力低減策として、既に実施済みの空調適正運転に加え、輪番休日、LED卓上スタンドの導入を予定しています。

## ■CO<sub>2</sub>排出量および実質生産高CO<sub>2</sub>原単位指数の推移



\*CO<sub>2</sub>排出量の算定に使用したCO<sub>2</sub>排出係数は、環境省公表による各電力会社の係数を使用

## TOPICS

### 小金井工場での省エネ診断

当社小金井工場は、2010年4月から施行された東京都環境確保条例「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」の対象となります。



(株)日立製作所による省エネ診断

条例のポイントは、

①対象は事業所(工場)単位、②削減義務があり目標値を達成する必要がある、③削減義務が未達で排出枠の調達も行わない場合、義務履行の命令と3割の追加削減義務が生じる。これらを守れない場合は、50万円の罰金や違反事実の公表など非常に厳しい内容となっています。

ISO14001認証取得工場として以前より、照明の間引き、不要照明の消灯、不要不急の設備電源OFF、夏季・冬季の空調温度の適正管理を実施していましたが、これらの施策だけでは削減義務を達成する見込みが立たないため、(株)日立製作所による省エネルギー診断を行いました。

診断結果を基に運用方法の見直しを行いました。震災後に新たな取り組みをしていることもあり、追加施策を検討し対応を進めています。

## TOPICS

### エコキャップ活動の取り組み

当社グループでは、2008年度よりペットボトルのキャップを集め、エコキャップ推進協会を通じて世界のこどもにワクチンを届ける活動に取り組んでいます。キャップ800個でポリオワクチン1人分となり、現在までに累計700人以上のワクチンを寄付しています。

また、可燃ごみとして燃やした場合、400個当たり3,150gのCO<sub>2</sub>が発生しますが、回収することで現在までに4,400Kg以上のCO<sub>2</sub>を抑制したことになります。

エコキャップ推進協会への直接回収以外にも、職場近くの団体や養護施設を通じてキャップを提供するなど、間接的な取り組みもしており、当社グループの全体活動となっています。

回収されたキャップはリサイクル事業者により、植木鉢などプラスチック製品へ再生されています。



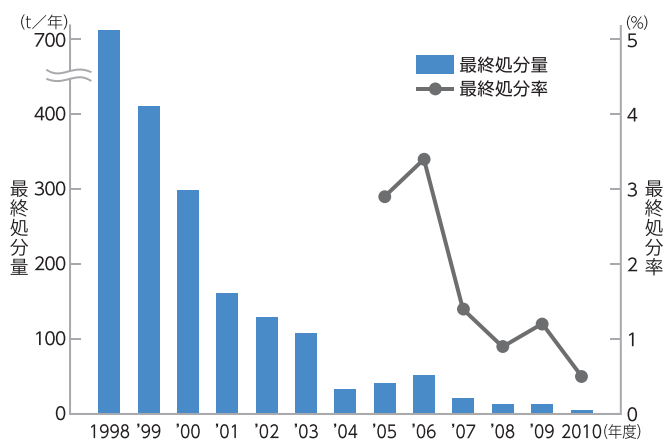
エコキャップ活動

## 廃棄物の削減

当社および製造グループ会社では、廃棄物の最終処分量を2010年度に1998年度比で90%削減する目標で取り組んでいます。2010年度は、リサイクル化の推進や分別の徹底などの取り組みにより1998年度比99%削減し、目標を達成しました。また、2005年度から追加した最終処分率の低減目標についても1%以下の目標に対して、0.5%と目標を達成しました。

2011年度以降は、新たな取り組みとして、廃棄物発生量の抑制について取り組んでいきます。

### ■最終処分量と最終処分率の推移



## PCB使用機器の適正管理

PCB(ポリ塩化ビフェニル)を含有するトランス・コンデンサー・蛍光灯安定器などを保有する事業者は、PCB特別措置法により、厳格な保管・管理および2016年までに適正処分することが義務付けられています。当社グループでは、紛失や漏洩を防止するために、施錠した保管施設で適切に継続管理しています。また、定期的にPCBを含有する電気機器の保管量などの調査・確認を行い、毎年自治体へ報告しています。

東日本大震災で被災した仙台分工場では、微量PCB含有機器を保管していますが、破損や漏洩がないことを確認しました。



仙台分工場保管状況

## PRTR法対象化学物質の調査結果

2001年4月に施行された「化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)」に基づき、対象化学物質を一定量以上取り扱う事業所に届出義務が課せられました。2010年度はPRTR法の対象化学物質が改定されたため、再度把握し集計しました。

当社および製造グループ会社では、プリント基板の表面処理に使用する化学物質、燃料に含まれる化学物質が対象となりましたので、事業所にて届出を行います。

### ■PRTR法対象化学物質の排出・移動量実績 [単位:kg/年]

(当社と製造グループ会社 合計)

化学物質名	取扱量	排出量	移動量	消費量	除去処理量	リサイクル量
塩化第二鉄	77,320	0	0	0	0	77,320
キシレン	1,657	95	26	1,536	0	0
1,2,4-トリメチルベンゼン	2,079	0	0	2,079	0	0
トルエン	143	108	14	21	0	0
鉛	546	0	17	515	0	14
ふっ化水素及びその水溶性塩	558	170	388	0	0	0
メチルナフタレン	2,095	0	0	2,095	0	0

\*主な取扱物質を表に掲載

## TOPICS

### 産業廃棄物処理委託業務における反社会的取引防止体制強化

当社グループでは、経営方針として、暴力団をはじめとする反社会的勢力との一切の関係をもたないことを掲げています。しかしながら、暴力団関係企業等と知らずに結果的に経済取引を行ってしまう可能性があることから、反社会的勢力との関係遮断のための取り組みをより一層推進するために、産廃処理委託契約書に「暴力団排除条項」を追加しました。

具体的には、当社グループすべての産業廃棄物処理委託先との契約書に「暴力団排除条項」を設け、事後的にも排除可能な体制を整え、再契約や覚書により暴力団排除条項を追加しました。